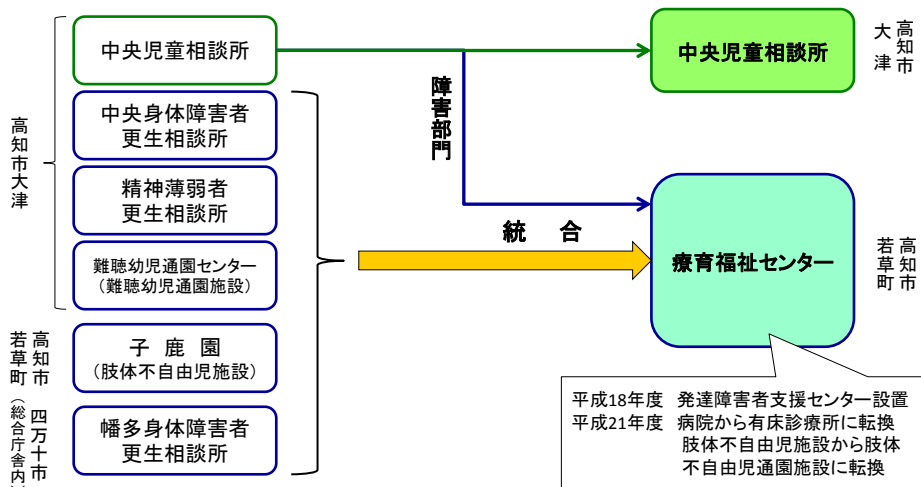


# I より良いあり方の検討について



## 相談機能の再編(平成11年・療育福祉センターの設置)

障害のある、又はその疑いのある子どもとその家族の相談に応じ、早期療育の支援を行うとともに、障害のある人に対する総合的な相談、及び専門的支援のため、各機関を統合し、相談・判定・医療・施設機能を併せ持った総合的な施設として療育福祉センターを設置



# 10年経過して ～現状と課題～

## 1 障害のボーダーレス化等への対応

- ① 発達障害や軽度の知的障害が疑われるケース(より複雑で困難な場合が多い)への対応
- ② 児童養護施設等に入所している障害のある子どもへの支援

※ 厚生労働省 児童養護施設入所児童等調査(平成20年)

知的障害や発達障害等何らかの障害のある児童の割合(カッコは高知県の状況)

- ・ 児童養護施設 23.4%(18.2%)
- ・ 情短施設 70.7%(61.1%)
- ・ 児童自立支援施設 35.4%(7.7%)
- ・ 乳児院入所児の32.3%(30.0%)

※ 情短施設=情緒障害児短期治療施設

## 2 児童虐待の増加

虐待の通告、認定件数とも大幅に増加

⇒ 児童相談所には虐待への対応が第一に求められる

※ 児童相談所における児童虐待相談対応件数

全 国:平成10年度 6,932件 ⇒ 平成20年度 42,664件(約6.15倍)

高知県:平成10年度 38件 ⇒ 平成20年度 184件(約4.84倍)



## 3 県の役割の変化と専門性の確保

- ① 市町村は第一義的な支援機関、県はその支援という位置づけ  
⇒ 市町村に対して後方支援(専門的支援)を行っていく  
場合に、県にはより高い専門性が求められる
- ② 子どもに関する相談機関を分けている(役割分担している)ことにより、総合力が発揮し難い状況  
⇒ 「こどもの専門家」の育成も困難では？



## 4 医療との連携と専門医の確保

- ① 障害だけではなく、心理的混乱を抱える場合など、医療的ケアが必要な子どもや家族への支援、一時保護への対応が求められる
- ② 医師不足により医師の確保が困難



## 5 更生相談業務等の見直し

- ① 市町村や相談支援事業者等との役割分担と  
児者一貫の支援機能の確保
- ② 発達障害に関する相談業務の増加
- ③ 就労支援や障害者虐待への対応



## 6 両施設の老朽化、狭隘化

- ① 療育福祉センター(昭和40年度～昭和56年度建築)  
敷地面積: 10, 495. 28㎡ 建物延面積: 7, 662. 53㎡  
職員数: 93名(非常勤職員含む)
  - ② 中央児童相談所(昭和55年度建築)  
敷地面積: 5, 787. 04㎡ 建物延面積: 2, 258. 35㎡  
職員数: 57名(非常勤職員含む) (うち、一時保護所棟: 485. 39㎡)
- ⇒ 新しい機能に合致し、かつ効率的な施設整備



## 検討項目(案)

療育福祉センター及び中央児童相談所について、複雑化、多様化する児童問題等に適切に対応するとともに、利用者のニーズに合った機能及び支援のより良いあり方を検討する。

### ○ 検討項目(案)

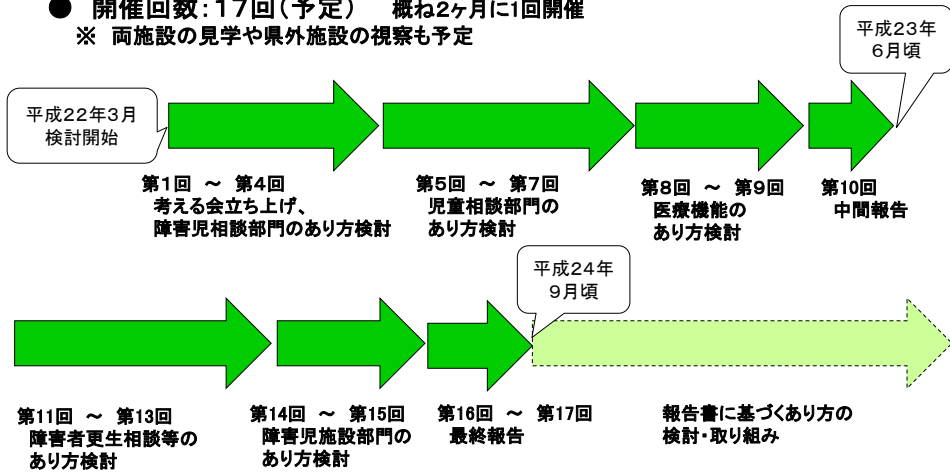
- ① 障害児相談部門のあり方について
- ② 児童相談部門のあり方について
- ③ 医療機能のあり方について
- ④ 障害者更生相談等のあり方について
- ⑤ 障害児施設部門のあり方について



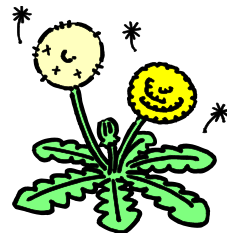
# 検討スケジュール(案)



- 検討期間:平成22年3月～平成24年9月(予定)
- 開催回数:17回(予定) 概ね2ヶ月に1回開催
- ※ 両施設の見学や県外施設の視察も予定



注) 検討のスケジュールや内容は変更になることがあります。  
また、国における制度改正の動向により、最終報告が遅れる場合があります。



## Ⅱ 療育福祉センターについて



### 沿 革

- 昭和31年 高知県立整肢子鹿園として設立(73床)  
(昭和39年に「高知県立子鹿園」に改称)
- 昭和34年 100床に増床
- 昭和38年 110床に増床(母子入園開始)
- 昭和41年 130床に増床(重度棟新設)
- 昭和50年 園舎全面改築
- 昭和57年 新重度棟新築
- 平成11年 6機関を統合し「高知県立療育福祉センター」とする。58床とする。  
(統合した機関)子鹿園  
難聴幼児通園センター(昭和55年設置)  
中央身体障害者更生相談所(昭和27年設置)  
幡多身体障害者更生相談所(昭和30年設置)  
精神薄弱者更生相談所(昭和35年設置)  
中央児童相談所障害児部門
- 平成18年 発達障害者支援センター設置 児童デイサービス(自閉症児通園)開始
- 平成21年 肢体不自由児通園施設に転換(定員20名)  
有床診療所に転換(19床)



# 現在の機能

## 1 肢体不自由児通園施設(定員:1日あたり20人)

- ・ 就学前の肢体不自由児の発達支援、リハビリ訓練
- ・ 家族支援、相談支援
- ・ 関係機関への助言・指導



## 2 有床診療所(一般病床:19床)

- ・ 診療科:整形外科、小児科、精神科等
- ・ 短期入所・日中一時支援(空床型)・・・主に重症心身障害児を対象



## 3 難聴幼児通園施設(定員:1日あたり30人)

- ・ 新生児聴覚スクリーニング後の精密検査等
- ・ 就学前の難聴幼児の発達支援、聴能言語訓練、補聴器の装用訓練等

## 4 身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所

- ・ 自立支援医療給付や補装具費の支給、療育手帳の判定に関すること
- ・ 更生相談や巡回相談に関すること
- ・ 市町村や関係機関への支援、研修に関すること等

## 5 中央児童相談所(障害児部門)

- ・ 児童の発達、療育相談に関すること
- ・ 障害児施設給付費等の支給決定、措置決定等
- ・ 特別児童扶養手当の認定、療育手帳の判定等
- ・ 重症心身障害児の在宅指導、巡回相談の実施に関すること
- ・ 市町村や関係機関への支援、研修に関すること等

## 6 発達障害者支援センター・児童デイサービス(自閉症児通園)

- ・ 発達障害児・者の相談支援、発達支援、就労支援
- ・ 発達障害に関する普及啓発、研修に関すること
- ・ 就学前の自閉症児の個別療育、発達支援等



## 7 短期入所・日中一時支援(単独型)

- ・ 定員:8人
- ・ 主に、重症心身障害児に該当しない児童を対象

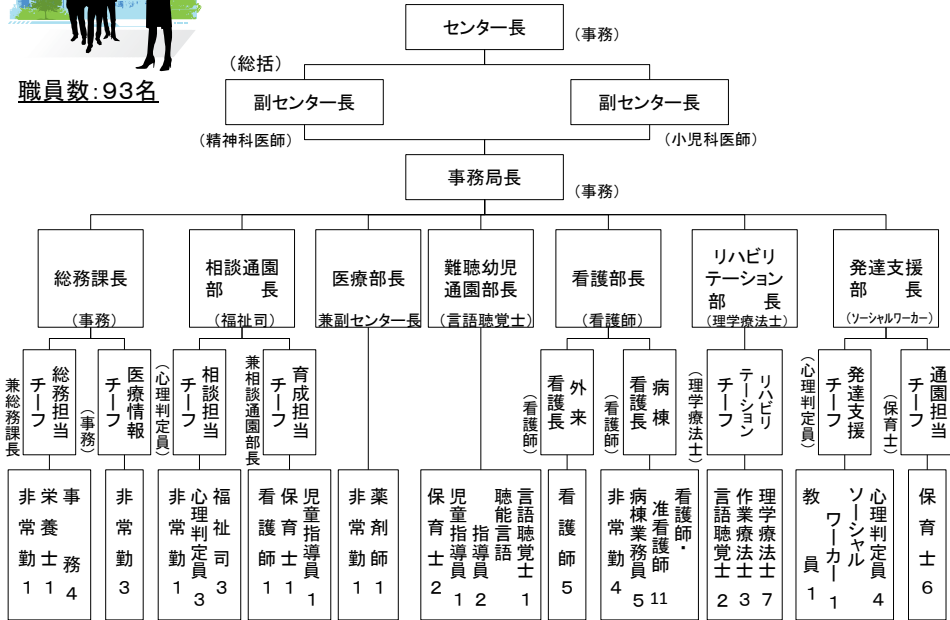




職員数: 93名

# 組織機構図

(平成22年度予定)

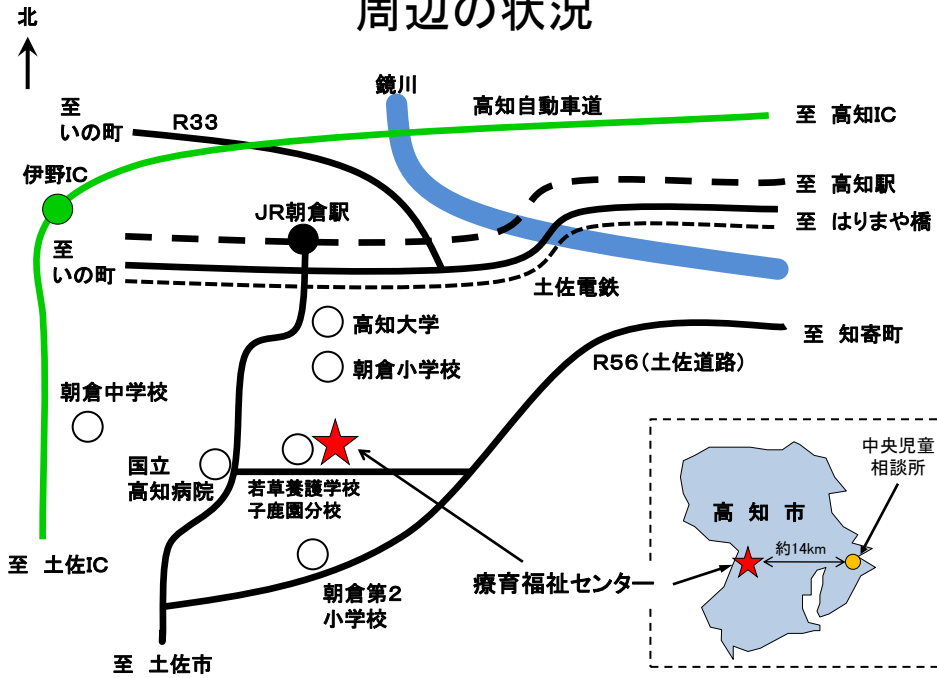


## 施設概要

- 所在地 高知市若草町10-5
- 敷地 10,495.28㎡ ※他に医師公舎458㎡あり
- 建物
  - ・ 本体施設延床面積 7,662.53㎡(塔屋、ピロティ、渡り廊下含む) (内訳)
    - 本館: 6,239.18㎡(昭和49年度建)
    - 別館: 1,170.32㎡(昭和56年度建)
    - 難聴幼児通園棟: 253.03㎡(昭和40年度建)
    - ※ 渡り廊下(昭和49年度建)含む
  - ・ 付随施設延床面積 675.48㎡ (内訳)
    - 医師公舎2棟: 141.72㎡(昭和43年度建)
    - 看護師宿舎: 529.86㎡(昭和50年度建)
    - 危険物庫: 3.90㎡(平成元年度建)
  - ・ プール 560㎡
- 近隣にある施設等
  - ・ 若草養護学校子鹿園分校が隣接
  - ・ 約350m西に国立高知病院(若草養護学校国立高知病院分校)
  - ・ 約200m北に朝倉小学校、約250m南に朝倉第2小学校



# 周辺の状況

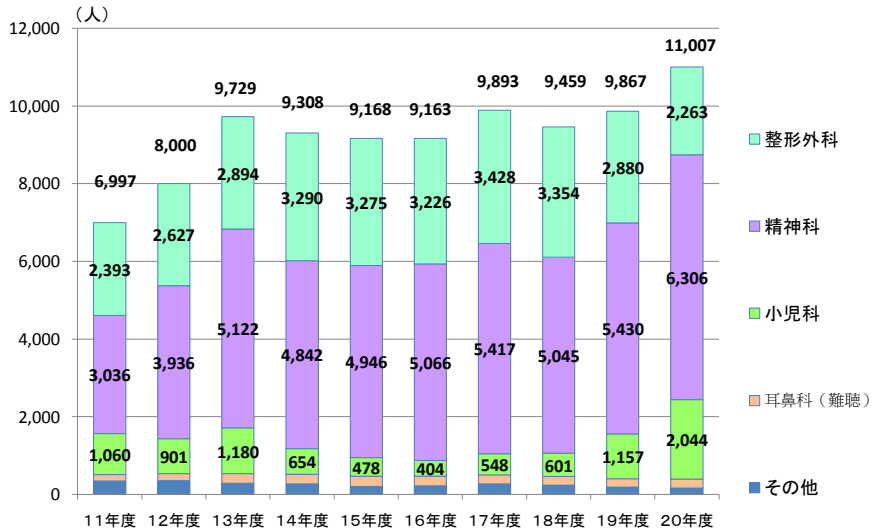


# 利用状況

## 1 医療部門

(1) 外来延患者数の推移

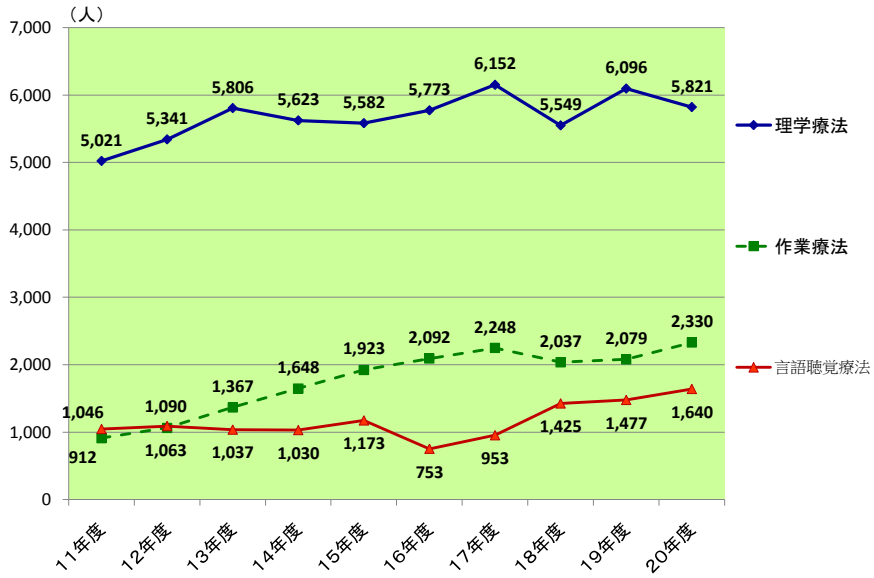
※ 療育福祉センター事業概要より





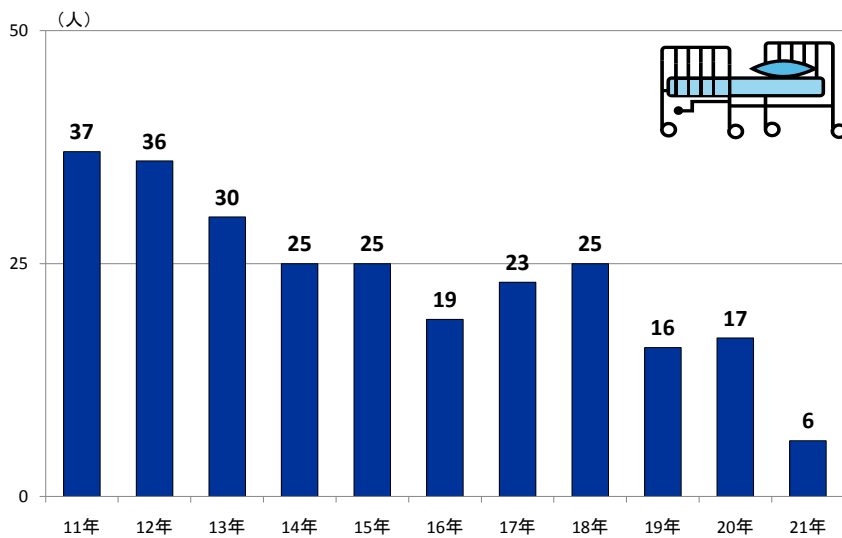
(2) リハビリ外来延患者数の推移

※ 療育福祉センター事業概要より



(3) 入所(入院)児童数の推移(各年4月1日現在)

※ 療育福祉センター事業概要より

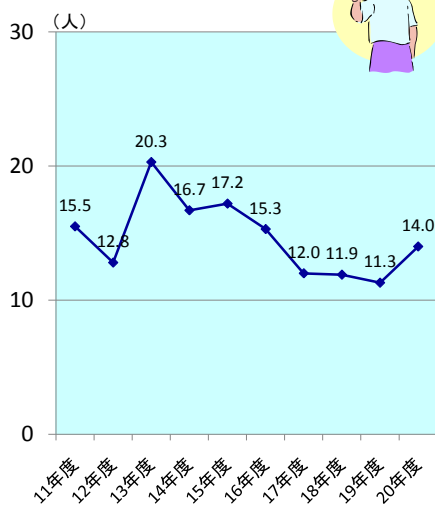


## 2 難聴幼児通園施設

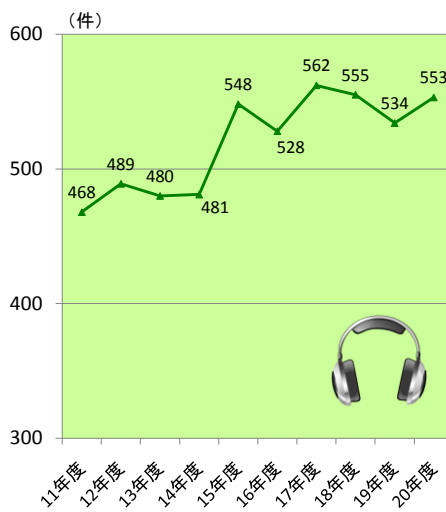
※ 療育福祉センター事業概要より

### (1) 登録児童数の推移

(各年月初日登録者数平均)



### (2) 聴力検査の実施延件数



## 3 身体障害者更生相談所



### (1) 相談内容別件数の推移

	手帳交付	更生医療	補装具	施設入所	その他	合計
11年度	39	1,005	1,232	83	48	2,407
12年度	6	1,111	626	78	28	1,849
13年度		1,506	734	98	20	2,358
14年度		1,794	667	127		2,588
15年度	2	1,955	698	70	15	2,740
16年度		2,258	593	51	11	2,913
17年度	1	2,407	586	48	8	3,050
18年度		1,973	411	28	6	2,418
19年度		1,629	413	45	23	2,110
20年度		1,644	456		10	2,110

※ 療育福祉センター事業概要より

(2) 判定内容別件数の推移

	医学的判定				心理判定	職能判定	その他	合計
	手帳診断	更生医療	補装具	施設入所				
11年度	14	945	1,162	13	78	78		2,290
12年度	6	1,111	591	12	81	81	2	1,884
13年度		1,501	649	9	94	94	3	2,350
14年度		1,793	641	13	104	104		2,655
15年度		1,951	643	3	8	8		2,613
16年度		2,253	557		2	2	3	2,817
17年度		2,410	569		1	1	3	2,984
18年度		1,973	411					2,384
19年度		1,629	392					2,021
20年度		1,644	392					2,040

※ 療育福祉センター事業概要より

4 知的障害者更生相談所

※ 幡多児童相談所取扱分含む

	相 談								判 定			
	施設	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計	医療	心理	その他	計
11年度	129	33	3	38	1	290	542	1,063	179	402	519	1,100
12年度	100	27	2	72		277	535	1,013	159	371	533	1,063
13年度	99	18	2	67		253	543	982	144	347	534	1,025
14年度	52	28		116		579	548	1,323	127	642	533	1,302
15年度	19	30		108		526	20	703	75	544		619
16年度	33	37		120	1	420	12	623	72	434	1	507
17年度	25	32		118		351	9	535	39	373		412
18年度	29	23		117		453	15	637	74	416		490
19年度	40	48		105		217	14	424	30	170		200
20年度		41		124		264	16	445	48	195		243

※ 療育福祉センター事業概要より

## 5 児童相談

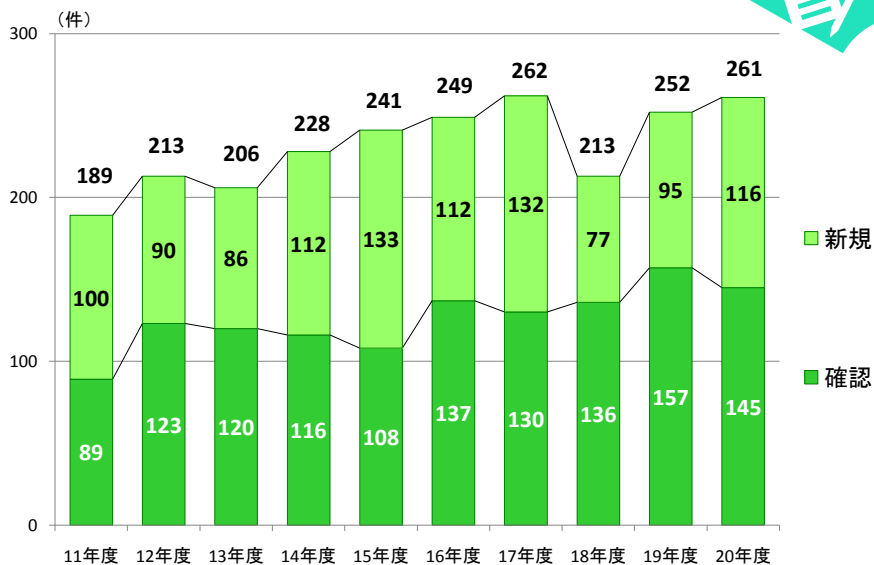


### (1) 相談内容別件数の推移

	養護	保健	障害	非行	育成	その他	合計
11年度		1	1,029		4		1,034
12年度			1,319		25	2	1,346
13年度	1	1	931	1	11		945
14年度	7		951		18		976
15年度	9		851		31		891
16年度	2		876		25		903
17年度			1,007		9		1,016
18年度			894		40		934
19年度			1,120		65		1,185
20年度	1		1,029		93		1,123

※ 療育福祉センター事業概要より

### (2) 療育手帳判定件数の推移

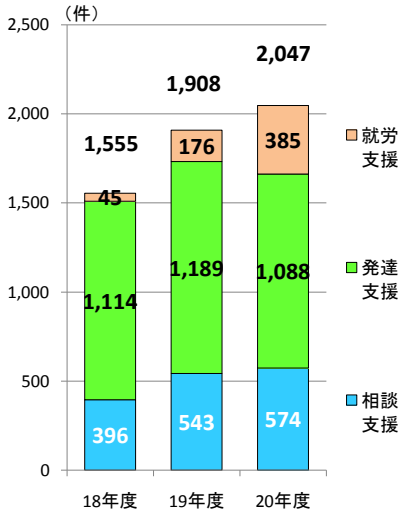


※ 療育福祉センター事業概要より

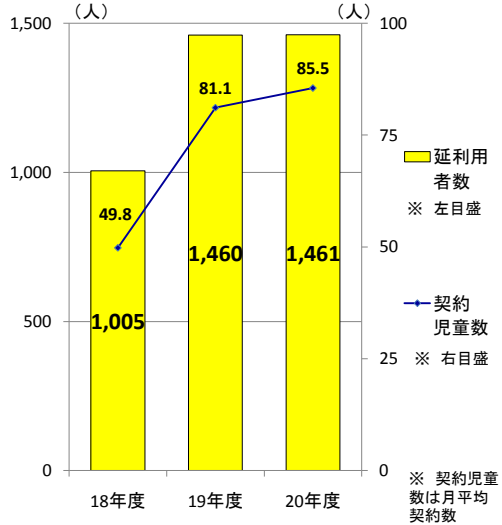
## 6 発達障害者支援センター・ 児童デイサービス(自閉症児通園)

※ 療育福祉センター事業概要より

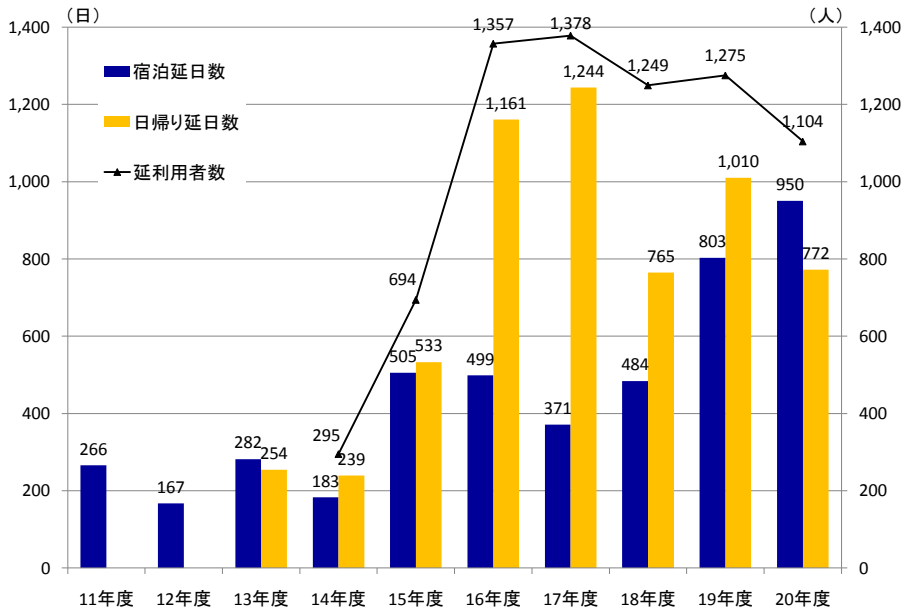
(1) 相談・発達・就労支援実績の  
推移(延件数)



(2) 児童デイサービス契約児童数・  
利用実績の推移



## 7 短期入所等



※ 療育福祉センター及び障害保健福祉課調べ

### Ⅲ 中央児童相談所について



## 沿 革

- 昭和23年 本庁児童課内で業務開始(3.18)  
高知市愛宕町に移転及び一時保護所開設(4.1)
- 昭和27年 中央及び幡多児童相談所に分ける(3.18)  
※ 幡多児相所管: 幡多郡、中村市、宿毛市、土佐清水市
- 昭和37年 B級相談所に指定
- 昭和46年 幡多郡のうち大正町、十和村を幡多児相から中央児相に移管
- 昭和55年 高知市大津に移転(11.1)
- 平成 7年 幡多児相の一時保護所を中央児相に統合
- 平成11年 障害児部門を療育福祉センターに統合
- 平成12年 児童支援ホームを開設
- 平成18年 児童相談連携支援センター設置
- 平成20年 児童相談連携支援センター廃止
- 平成21年 児童虐待対応チーム設置



# 主な業務(目的と役割)

児童相談所は児童福祉法第12条の規定に基づいて設置し、家庭や市町村をはじめとする関係機関からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、児童が有する問題や児童のおかれた環境など、問題の背景を的確に捉え、児童や家庭に最も効果的な援助を行い、以って児童の福祉を図るとともに、その権利を保護することを目的に設置する行政機関である。

## 1 相談業務

児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じる。

相談内容により、「養護相談」、「保健相談」、「障害相談」、「非行相談」、「育成相談」、「その他の相談」の6つに分けられる。

※ 障害相談を含む児童の相談に応じることが児童相談所の任務であるが、本県では中央児童相談所管内の障害相談は、平成11年度に開設された障害のある子どもの医療、福祉、教育等の専門的総合機関である療育福祉センターが主に対応している。

## 2 調査・診断及び心理療法・カウンセリング等

児童及びその家庭について、児童福祉司や児童心理司、医師等の専門職員が必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、個々の児童に対する援助方針を立て、支援を行う。

## 3 一時保護

家庭での養育困難や虐待により緊急に児童の保護が必要と判断された場合や子どもの様子・行動などを観察するために、児童の一時保護を行う。

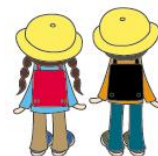
## 4 児童福祉施設入所等措置に関する業務、里親業務

児童福祉施設への入所措置や里親認定に関する業務、里親委託措置に関する業務などを行う。

また、児童福祉施設入所児童等を対象に訪問調査等を行う。

## 5 その他

市町村児童家庭相談体制の整備支援業務、電話相談業務、講演及び教育活動などを行う。



※ 参考 相談種別ごとの内容

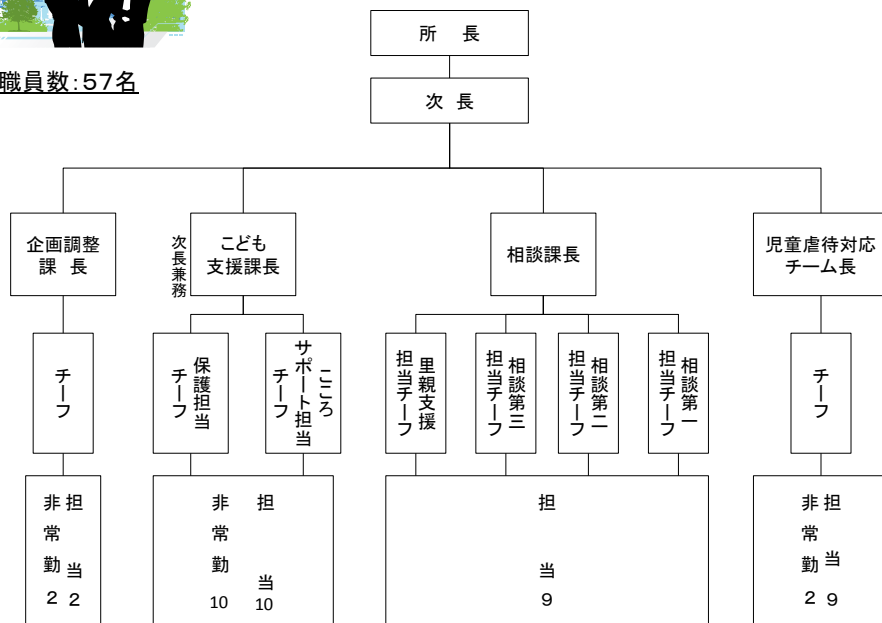
相談種別		内 容
相談 養護	養護相談	養育困難(保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、就労及び服役等)、迷子に関する相談。養子縁組に関する相談。
	児童虐待相談	身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクトに関する相談。
相談 保健	保健相談	未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児ぜんそく、その他の疾患(精神疾患を含む)等を有する子どもに関する相談。
相談 障害	肢体不自由相談、視聴覚障害相談、言語発達障害等相談、重症心身障害相談、知的障害相談、自閉症等相談	
非行 相談	ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、暴力、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子どもに関する相談。
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から児童福祉法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。
育成 相談	性格行動相談	友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、家庭内暴力等性格行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	不登校相談	学校・保育園・幼稚園に在籍中で、登校(園)していない状態にある子どもに関する相談。
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
その他の相談		上記のいずれにも該当しない相談。



職員数:57名

## 組織機構図

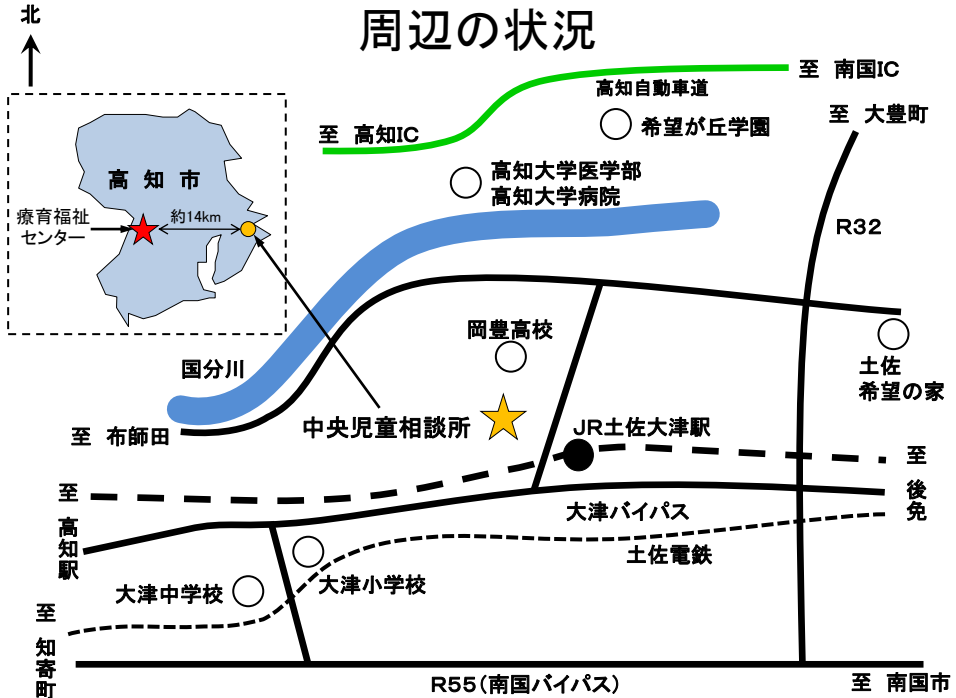
(平成22年度予定)





# 施設概要

- 所在地 高知市大津甲770-1
- 敷地 5,787.04㎡
- 建物(延床面積)
  - ・ 本館棟 1,772.96㎡(昭和55年建築)
    - ※ 機械室棟、渡り廊下含む
  - ・ 一時保護所棟 485.39㎡(昭和55年建築)
  - ・ 児童支援ホーム 269.63㎡(平成12年建築) } 定員31名  
(うち、児童支援ホームは10名程度)
- 近隣にある施設等
  - ・ 約250m北に県立岡豊高校
  - ・ 約1.5km北に高知大学医学部及び同附属病院
  - ・ 約2.5km北に県立希望が丘学園(児童自立支援施設)
  - ・ 約2.5km東に土佐希望の家(重症心身障害児施設)
  - ・ 約1.5~2.0km南西に大津小学校、大津中学校

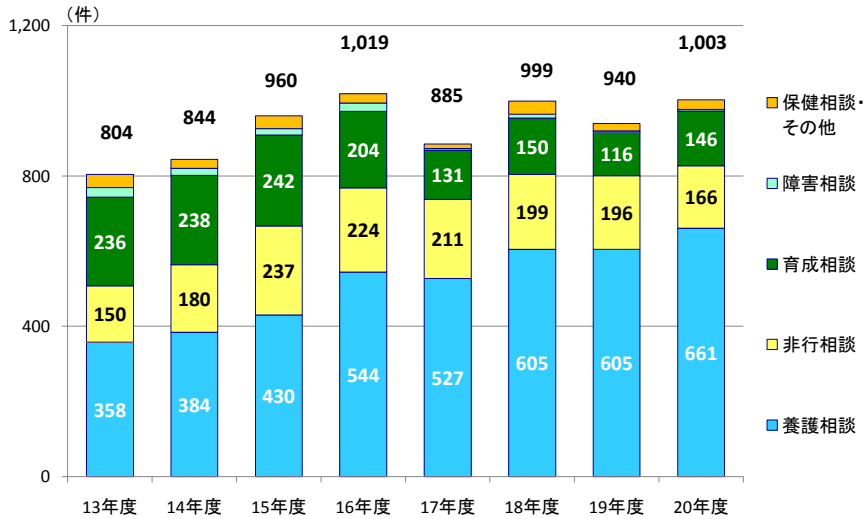


# 業務事業の実施状況

## 1 相談業務

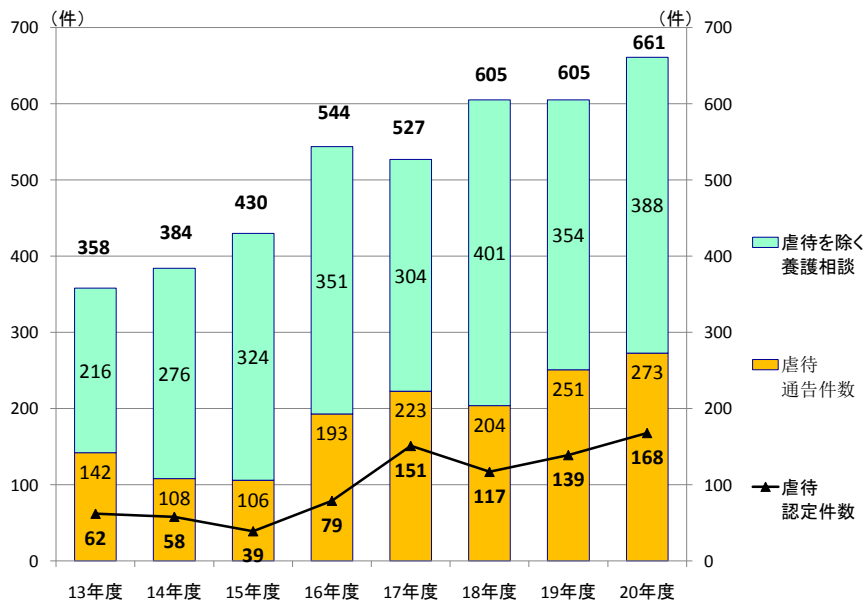
※ 業務概要より

(1) 相談種類別受付状況



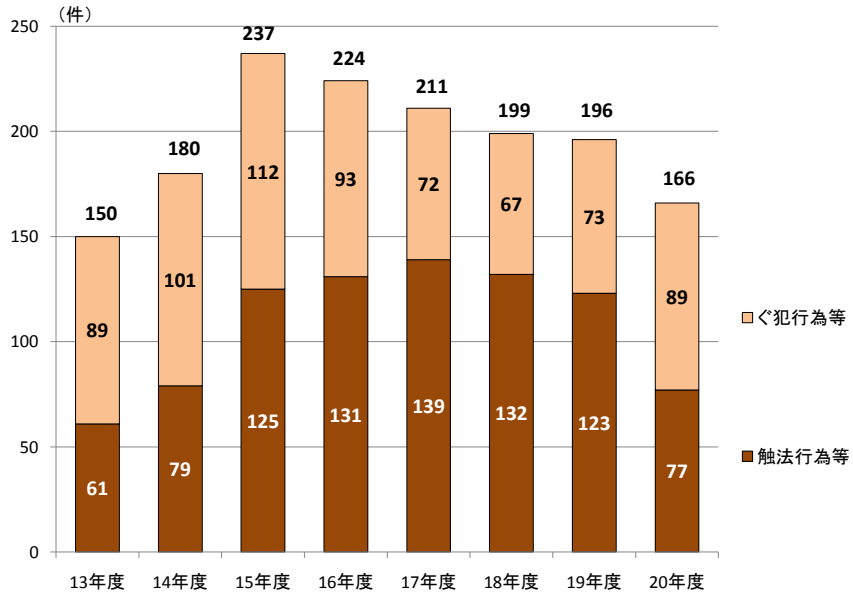
(2) 養護相談受付状況の内訳等

※ 業務概要より



(3) 非行相談受付状況の内訳

※ 業務概要より



(4) 育成相談受付状況の内訳

	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	合計
13年度	86	83	24	43	236
14年度	107	81	16	34	238
15年度	132	82	7	21	242
16年度	100	77	15	12	204
17年度	85	38	1	7	131
18年度	101	45	1	3	150
19年度	82	32	2		116
20年度	95	45	1	5	146

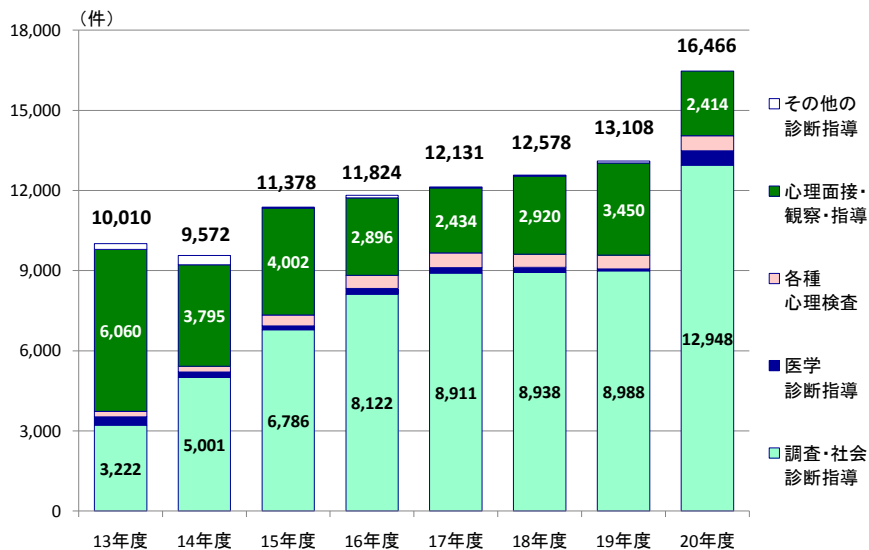
※ 業務概要より



## 2 調査・診断及び心理療法・カウンセリング

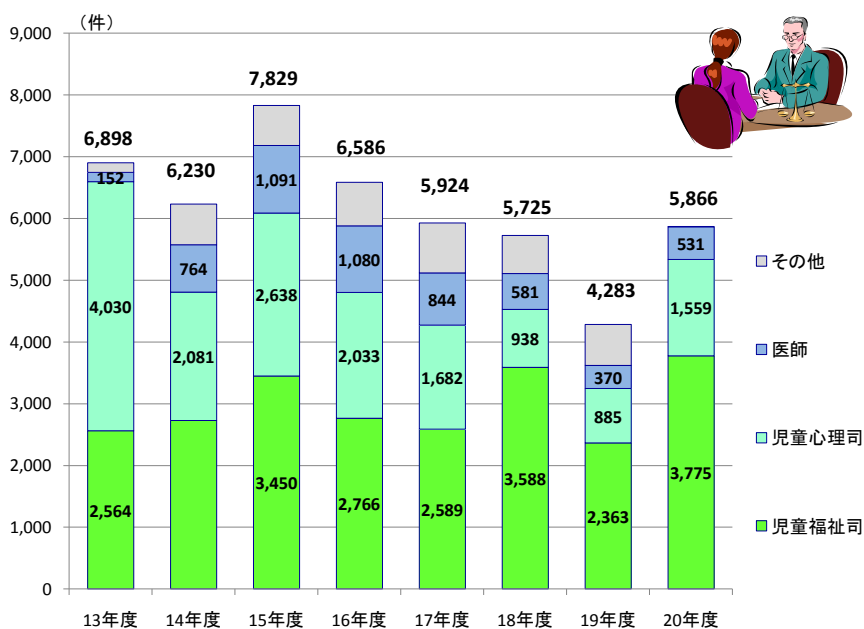
### (1) 調査・診断の実施状況

※ 業務概要より



### (2) 心理療法・カウンセリングの実施状況

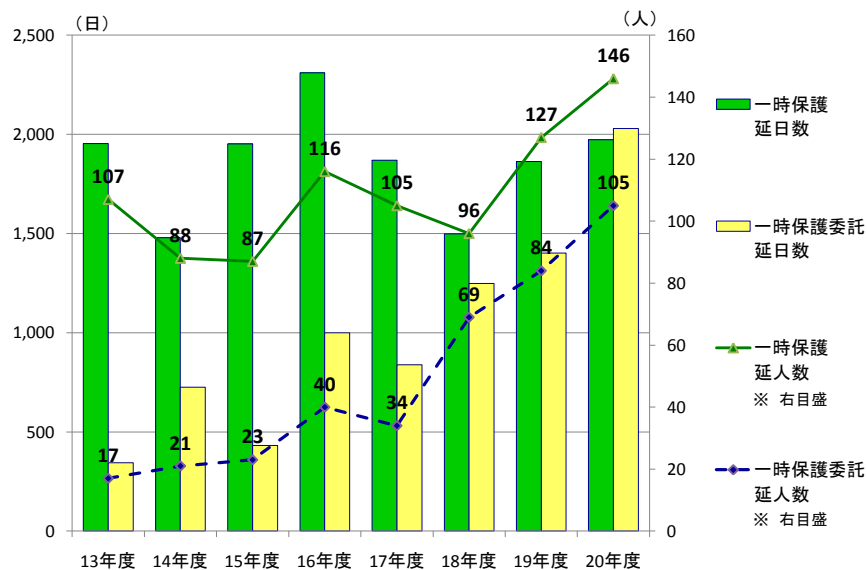
※ 業務概要より



### 3 一時保護業務

(1) 一時保護・一時保護委託の実施状況

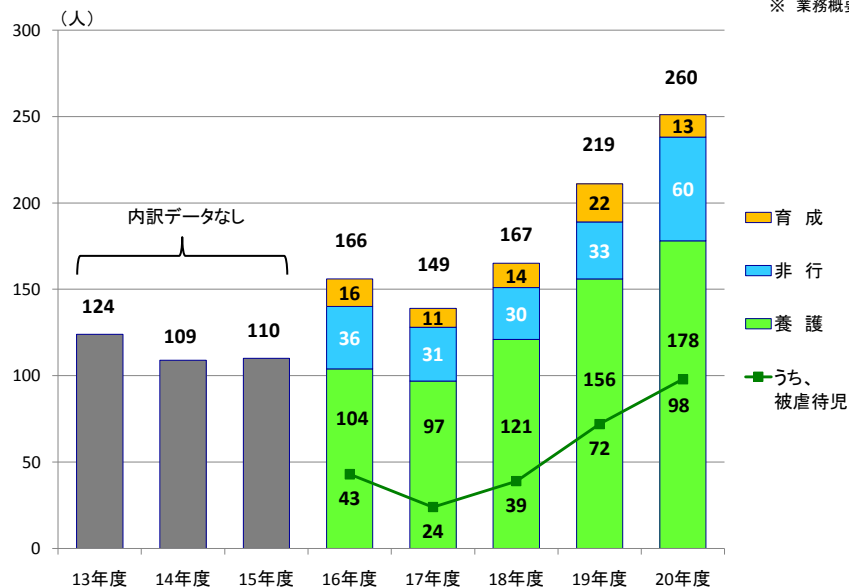
※ 業務概要より



※ 中央児相取扱分

(2) 一時保護・一時保護委託の相談種類別内訳(延人数)

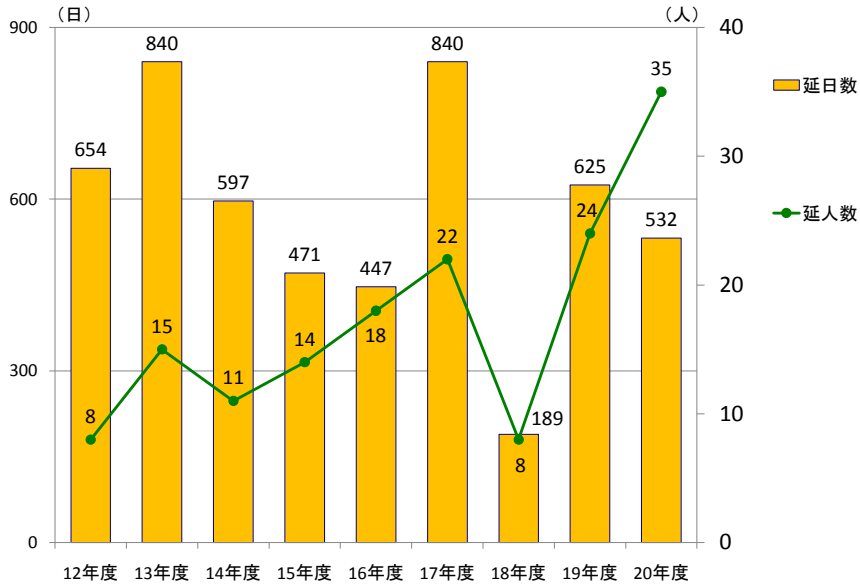
※ 業務概要より



※ 中央児相取扱分

(3) 児童支援ホームの稼働状況

※ 業務概要より

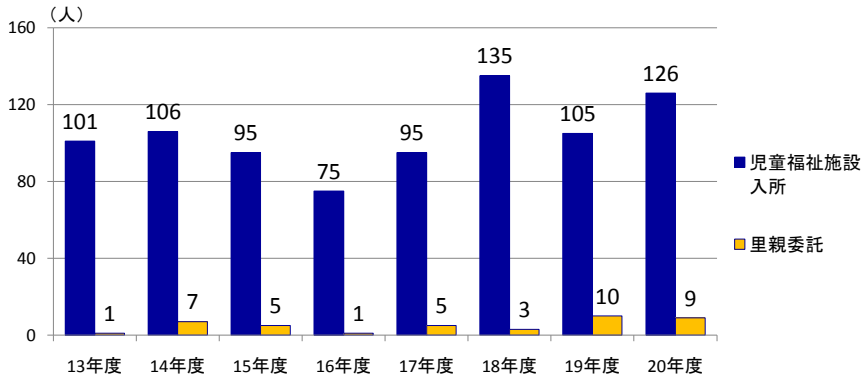


※ 18年度は69日間のみ開設

4 児童福祉施設入所等措置に関する業務、里親業務

(1) 入所措置、里親委託の推移(中央児相分のみ)

※ 業務概要より



(2) その他、里親に関連する業務

里親の認定に関する業務の他、里親制度の普及・啓発、里親相互の交流・連携を図る。フレンドシップファミリー事業や里親登録者等を対象とした研修会を実施する。

※ フレンドシップファミリー事業

児童養護施設等に入所中の児童を週末や長期の休みに自宅に預かり、家庭での生活を体験させる事業。

## 5 その他

### (1) 市町村児童家庭相談体制の整備支援業務

平成17年の児童福祉法改正により、市町村が児童家庭相談に応じることとなり、児童相談所の役割は、専門的な知識及び技術を必要とする事例への対応や市町村の後方支援などに重点化された。

児童相談所は、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の運営支援や担当職員の研修など、市町村への支援を行う。

### (2) 電話相談業務

育成相談や家庭問題相談などについて、電話による相談を実施(平成18年度からは社会福祉法人に業務を委託)。

#### ○ 相談件数の推移

13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
714	538	487	327	308	430	351	294

※ 業務概要より

### (3) 講演及び教育活動など

- ・学校や関係機関からの依頼を受け、虐待対応などの講演を実施。  
20年度:49回実施 延3,645名受講
- ・福祉系大学等からの実習生の受け入れ研修を実施。  
20年度:6名受入





## IV 論点整理





# 相談部門について

現 状 ・ 課 題	論 点
<p>■ 両機関共通</p> <p>1 発達障害等と虐待や非行などが重複するケースへの対応や児童養護施設に入所する障害児への支援が十分でない いわゆるグレーゾーンの子どもについて主体的に関わる機関があいまいとなるなど、早期療育の観点からも課題</p> <p>2 一義的な相談窓口である市町村への専門的支援(相談活動やケアプラン作成への支援、地域自立支援協議会や要保護児童対策地域協議会の活動支援等)を充実する必要</p>	<p>■ 両機関共通</p> <p>1 両機関が連携して対応すべきケースやいわゆるグレーゾーンの子どもへのより良い支援のあり方 ⇒ 総合力を発揮しやすい相談支援体制のあり方</p> <p>2 市町村の相談活動等への専門的支援や資質向上の取り組み 地域自立支援協議会や要保護児童対策地域協議会の活動支援のあり方</p> 

現 状 ・ 課 題	論 点
<p>■ 療育福祉センター</p> <p>3 各種判定業務が中心となり、総合的な相談支援が十分とは言えない 「就労支援」や「障害者への虐待防止」などへ取り組みが必要</p> <p>4 発達支援や虐待防止の観点からも、障害のある子どもをもつ親への支援を充実する必要</p> <p>■ 中央児童相談所</p> <p>5 児童の自立支援や家族再統合に向けた取り組みが十分とは言えない</p> <p>6 一時保護所の混合処遇の解消や個別ケアが必要な児童への対応が課題</p>	<p>■ 療育福祉センター</p> <p>3 総合的な相談支援機能のあり方 就労支援や障害者への虐待防止の取り組みなど、新たな課題への対応</p> <p>4 障害のある子どもやその疑いのある子どもの保護者への支援のあり方</p> <p>■ 中央児童相談所</p> <p>5 児童の自立支援や家族再統合に向けたより良い取り組み</p> <p>6 適切な一時保護所の施設構造や規模、職員配置等のあり方 児童自立支援ホームの今後のあり方</p> 

## 医療機能について

現 状 ・ 課 題	論 点
<p>1 療育福祉センターの医療機能には、専門的な診療だけではなく、福祉分野への支援や連携が強く期待されている。</p> <p>2 療育福祉センターだけで障害児医療を担い、かつ広い県土をカバーすることは困難</p> <p>3 障害児医療を担う医師(小児科、精神科、整形外科)の確保が困難</p>	<p>1 児童家庭福祉分野や障害者福祉に対する医療的な支援や連携のより良いあり方</p> <p>2 地域の医療機関や福祉施設等との連携のあり方</p> <p>3 療育福祉センターが担う医療の主な対象者と治療の範囲、医師確保の方策</p>



## 障害児施設部門について

現 状 ・ 課 題	論 点
<p>1 国において法改正が議論され、障害者自立支援法の廃止、児童福祉法の改正等が見込まれる(H25年8月)。</p> <p>2 高知市以外の地域に住む人は、療育福祉センターの支援が受け難い状況</p>	<p>1 県が今後担うべき直接的な療育支援のあり方</p> <p>2 高知市以外の地域に住む人への支援のあり方</p>

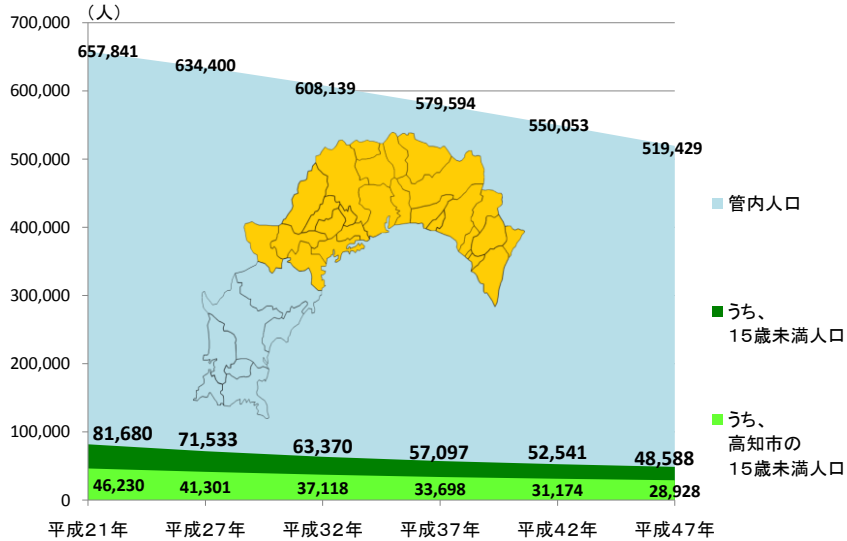




## 2 中央児童相談所管内の人口推計

※ 四万十町を除く

国立社会保障・人口問題  
研究所による推計結果より

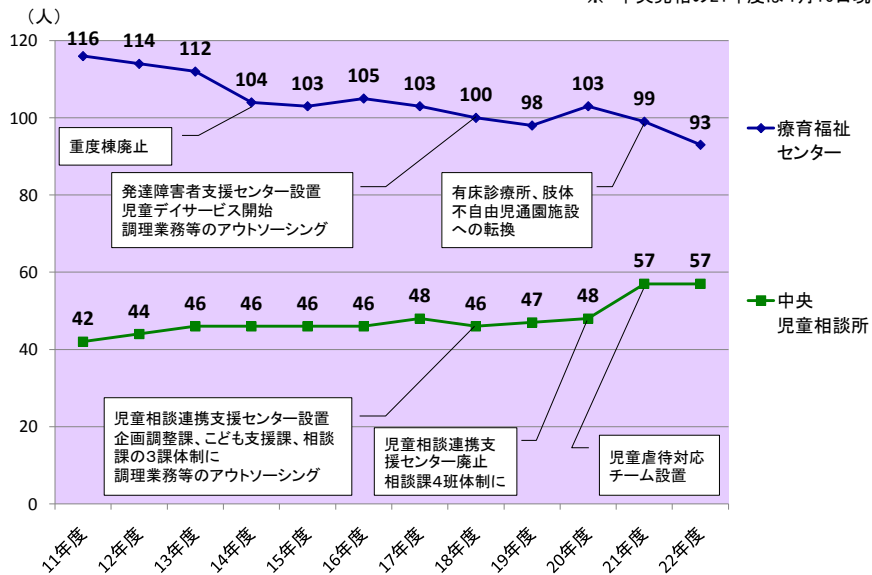


※ 平成21年は住基ネットによる速報値(21年12月)

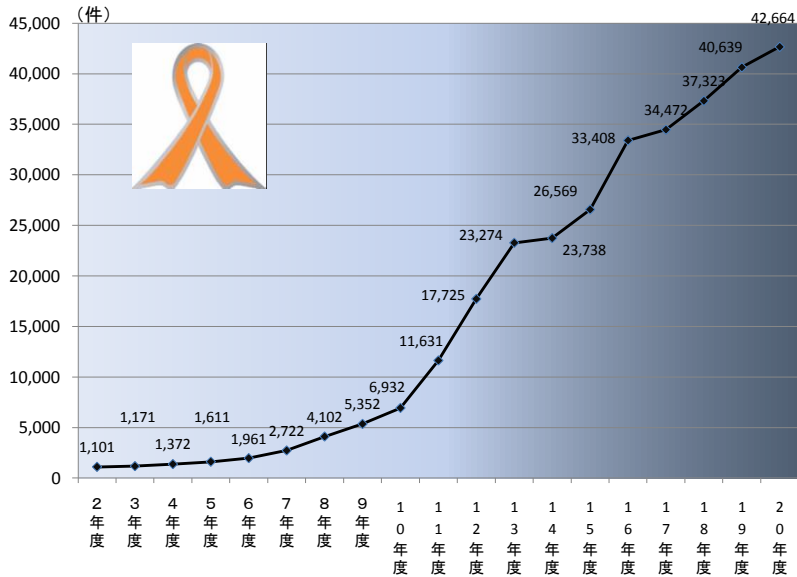
## 3 両機関の(常勤・非常勤)職員数の推移

(各年4月1日現在)

※ 中央児相の21年度は4月16日現在



## 4 全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移



## 5 都道府県の(中央)児童相談所の状況

### (1) 単独設置(12都県)

秋田県、福島県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、  
富山県、三重県、兵庫県、島根県、山口県、高知県

### (2) 諸機関と統合、同一建物に同居又は隣接(35道府県)

多かった機関

- ① 女性(婦人)相談所(24府県)
- ② 障害者更生相談所(23道県)
- ③ 精神保健福祉センター(9県)

※ 上記の他、福祉事務所や保健所などがあつた。

### (3) 診療所機能を有するところ(5県)

- ・ 宮城県(精神科・無床)
- ・ 神奈川県(児童精神科、小児神経科、整形外科、  
リハビリテーション科・19床)
- ・ 山梨県(精神科・無床)
- ・ 静岡県(精神科・無床)
- ・ 和歌山県(精神科・無床)



※ 各都道府県のホームページより